

## 名桜大学研究倫理に関する規程

(平成26年1月22日制定)

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学（以下「大学」という。）における人を対象とする研究に関し必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た研究の実施を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「人を対象とする研究」とは、個人又は集団を対象に、その行動、環境、心身等に関する情報又はデータ等を収集して、分析・解析する一連の作業をいう。
- (2) 「研究者」とは、大学に所属する教員、大学が受け入れた研究員、大学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生、同左の学部学生及び専攻科学生（以下「学部学生等」という。）、その他大学において研究を実施する者をいう。
- (3) 「研究実施者」とは、人を対象とする研究を実施する前号の研究者をいう。
- (4) 「研究対象者」とは、前号の研究実施者へ情報又はデータ等を提供し、研究対象となる者をいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、大学における人を対象とする研究の適正な実施に関する業務を統括する。

- 2 学長は、人を対象とする研究に関する法令、国の指針及びこの規程（次条第1項において「関係法令等」という。）に基づき、当該研究の適正な実施に関し、管理及び監督しなければならない。

### (研究実施者の責務)

第4条 研究実施者は、各人の自覚に基づいた高い倫理性を保持するとともに、人間の尊厳及び人権を尊重し、関係法令等に従って研究を行わなければならない。

- 2 研究実施者は、研究対象者の自由意思に基づく同意を受けると及び個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 研究実施者は、予見し得る研究対象者への危険性をできる限り排除するよう努めなければならない。
- 4 研究実施者は、研究対象者が研究への参加を中止できることを確保し、参加しないことによる不利益が生じないようにしなければならない。

### (人を対象とする研究倫理審査委員会の設置及び所掌事項)

第5条 大学に人を対象とする研究の適正な実施のため、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人を対象とする研究の適正な実施に関し、大学の体制及び方針等について調査、審議すること。

(2) 必要に応じて、大学における人を対象とする研究の実施に関し、あらかじめ意見を述べること。

(3) その他人を対象とする研究の倫理に関すること。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、本学に所属しない者を複数含み、性別等の構成について配慮する。

(1) 副学長

(2) 学部長

(3) 研究科長

(4) 環太平洋地域文化研究所長

(5) 第11条に規定する審査部会長

(6) 事務局長

(7) 学外有識者

(8) その他学長が指名する者 若干人

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会委員の任期)

第8条 第6条第7号及び第8号の委員の中で、本学に所属しない者の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の成立及び議決要件)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審査の判定は、原則として出席委員全員の合意によるものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、3分の2以上の合意をもって判定することができる。

3 審査の判定の際に、原則として委員が申請者（研究代表者、研究責任者及び研究分担者）のときは当該審査の判定に加わることができない。

(研究倫理審査の留意事項及び判定)

第10条 研究等の実施計画及びその成果の公表予定の内容については、次の各号に掲げる事項に留意し、審査を行うものとする。

(1) 研究の対象とする個人の人権の擁護

(2) 研究対象者に理解を求め、同意を得る方法

(3) 研究実施により生じる個人への利益及び不利益並びに危険性の予測

(4) 判断能力の乏しい研究対象者への対処

(5) 教育、学術及び社会への貢献度（公表の方法も含む）

(6) 研究計画の危険性

(7) その他倫理的配慮

2 審査の判定は、次の各号に掲げる表示とする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 再審査
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(研究倫理審査部会の設置)

第11条 委員会は、必要に応じ研究倫理審査部会（以下「部会」という。）を置くものとする。

2 部会は、各学部・各研究科に1部会を置く。

3 各部会に関し必要な事項は、別に定める。

(審査の付託等)

第12条 委員長は、定例的な案件であり、各学部・各研究科で判定することが適当と認めるものについては、前条に規定する部会において審査を行わせ、その結果を部会長は委員長に報告し、審議する。

2 委員長は、審査案件が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該案件を部会長と迅速審査にて審査を行うことができる。

- (1) 人を対象とする研究のうち、大学もしくは他の研究機関で倫理審査の承認を得ている研究
- (2) その他委員長が迅速審査に該当すると判断した場合

3 委員長は前項による迅速審査の結果は、その審査を行った委員以外のすべての委員に報告しなければならない。

(学部学生等の審査)

第12条の2 学部学生等の研究倫理審査については、前条を適用せず、学科等で審査を行う。当該学部学生等の指導教員は、委員会審査が必要と判断した場合は、学科長等へ報告を行う。

2 学科長等は、前項の結果を学部長へ報告を行う。学部長は当該案件について委員長と共有し、委員会で審議を行う。

3 委員長は、前項の審議の際に、学科長等が説明することが望ましいと判断した場合は、学科長等の陪席を求めることができる。

(研究計画書の申請)

第13条 研究実施者は、人を対象とする研究を実施する場合又は承認を受けた研究計画を変更する場合は、あらかじめ研究計画書を作成し、委員長に申請し、学長の承認を受けなければならない。

(承認の可否等)

第14条 学長は、前条の申請があったときは、審査結果に基づき、当該申請の承認の可否を決定するものとする。

2 学長は、必要があると認めるときは、当該申請の内容の一部を変更して承認することができる。

- 3 学長は、当該申請の承認の可否について研究実施者へ通知するものとする。  
(研究の変更又は中止、状況報告等)
- 第15条 研究実施者は、研究を終了(中止)したときは、学長に研究終了(中止)報告書(様式第1号その1又はその2)を提出しなければならない。
- 2 研究実施者は、毎年、学長に研究実施状況報告書(様式第2号その1又はその2)を提出しなければならない。
- 3 学長は、承認した研究計画に基づき行われている研究について、その適切性及び信頼性を確保するための調査を行わせることができる。
- 4 学長は、前項の調査の結果、承認した研究計画に違反して研究が行われていると認めた場合は、研究実施者に対し研究計画の変更若しくは研究の中止を命じるものとする。  
(庶務)
- 第16条 委員会に関する庶務は、地域連携研究推進課が行う。  
(改廃)
- 第17条 この規程の改廃は、委員会及び教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則(平成26年1月22日)

この規則は、平成26年1月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年1月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年8月25日)

この規程は、令和3年8月25日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

附 則(令和4年7月27日)

この規程は、令和4年7月27日から施行し、令和4年8月5日から適用する。

附 則(令和5年1月26日)

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年12月18日)

この規程は、令和6年12月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。